



## 6 浄化槽について

Q<sup>45</sup>

合併処理浄化槽の補助金制度について教えてください。

A

住宅などに浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助します。  
また、単独処理浄化槽(し尿のみを処理)や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置替える方への上乗せ補助があります。

○補助の対象になる人

下水道などが整備されない、または長期間整備されない市街化調整区域などにある専用住宅などの建物に、これから合併処理浄化槽を設置する方。

(注意事項)

・浄化槽を設置する場所に下水道を通すなどの計画がある場合、補助の対象とならない場合があります。事前に水質管理課まで確認してください。  
・補助金の交付を受けたい方は、必ず工事着手前に申請してください。

問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001

Q<sup>46</sup>

浄化槽の維持管理について教えてください。

A

① 保守点検及び清掃について

一般家庭の浄化槽の場合、4か月に1回以上の保守点検と年1回以上の清掃が必要です。保守点検は市に登録した浄化槽保守点検業者に、清掃は市の許可を受けた浄化槽清掃業者にそれぞれ依頼してください。業者一覧はホームページで確認できます。

② 法定検査について

定期的な保守点検のほかに、使用開始後3か月経過した日から5か月間のうちに1回及び毎年1回、水質に関する検査が必要です。

詳しくは、お客様が保守点検を委託している業者、または(一社)栃木県浄化槽協会(電話番号:028-633-1650)にご相談ください。

浄化槽保守点検業者一覧●<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/user/jokasou/1002623.html>

浄化槽清掃業許可業者一覧●<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/user/jokasou/1002620.html>

問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001

Q<sup>47</sup>

浄化槽の設置後、どのような届出が必要ですか？

A

次のような場合には、届出や報告が必要です。

- ・浄化槽の使用を開始したとき
- ・管理者(使用者)を変更したとき
- ・浄化槽の使用を休止・廃止したとき
- ・技術管理者(501人槽以上の浄化槽が対象)を変更したとき

問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001